

第3章 推進すべき施策

- 1 建築物の設計・工事段階等における適法性の確保
- 2 既存建築物等の安全確保
- 3 事故、災害への対応
- 4 建築分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 5 社会状況の変化に対応した建築規制の見直し等

1 建築物の設計・工事段階等における適法性の確保

- 建築物の適法性を確保するためには、設計・工事段階から法令等で定める手続を確実に実施し、多岐にわたる技術基準を満たす必要がある。これらの段階では、特定行政庁、指定確認検査機関、設計者・工事監理者たる建築士、建設業者等の関係者が、各々の立場で求められる役割を確実に果たすことが求められる。
- これまで都は、特定行政庁として、建築確認・検査の適切な実施や違反建築物対策に取り組むとともに、指定確認検査機関、建築士・建築士事務所、建設業者の指導監督を通じて、建築物の適法性を確保を図ってきた。今後もそれらの取組を継続していくとともに、近年発生した共同住宅仕様不適合事案の再発防止等に努め、より確実に建築物の適法性を確保する方策の拡充を図っていく。

(1) 建築確認・検査等の的確かつ円滑な実施

<これまでの取組>

●的確な確認審査のための取組

- ・ 東京都建築安全条例の改正（H28.10・H30.10・R1.12）に合わせ、都内特定行政庁及び指定確認検査機関に技術的助言、質疑応答集を送付するとともに、ホームページへの掲載や改正概要のリーフレットを配布するなど、運用の統一、設計者等への周知を図った。
- ・ また、設計者、関係機関、関係団体等を対象に、条例改正に係る講習会を平成28年度から令和元年度までに2回開催した。
- ・ 検査済証のない既存建築物が存在する敷地に許可、認定、建築確認等が申請される場合は、事前に違反がないか確認し、違反がある場合は是正指導を行った。

●着実な検査受検のための取組

- ・ 予定日を過ぎて検査申請がない場合は電話等による確認などを行い、検査受検を促した。
- ・ 施工計画報告書提出時に、工程表に中間検査実施時期を記入するよう指導し、受検漏れがないよう注意喚起した。

<今後の取組>

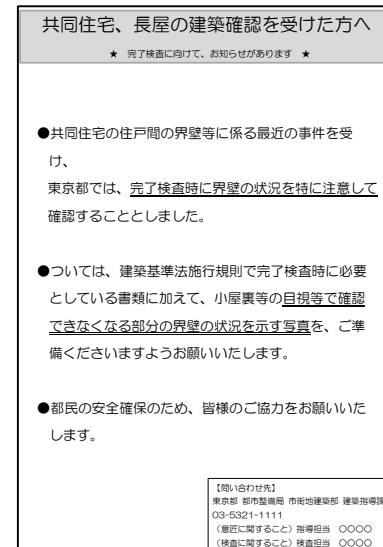
① 確認審査事務の着実な執行

- ・確認審査等に必要な関係規程、通知等の各種資料を整理し、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び設計者との情報共有化を推進する。
- ・的確な確認審査に資するよう、必要に応じて現地調査等、現地情報の収集を行う。
- ・確認審査において、特定建築基準適合判定資格者が行うルート2の審査の円滑な実施のため、職員の能力を確保し、安定的な審査体制を構築する。

② 中間・完了検査の確実な受検に向けた取組等

- ・定期的な工事現場のパトロールの実施、電話による案内等により、工事監理者等に対して中間・完了検査受検及び工事監理者の立会を徹底させる。また、検査時に工事監理状況の確認を行う。
【拡充】
- ・特定工程終了・工事完了の予定日前に検査受検を促すとともに、予定日を過ぎて検査申請のない建築主や工事監理者に対し督促を行う。また、指定確認検査機関が建築確認したものについては、当該機関から建築主や工事監理者へ働きかけるよう各機関に依頼するなど、指定確認検査機関と連携して検査受検の促進を図る。

- ・確認申請副本返却時等に検査時に目視での確認が不可能となる部分について、施工状況写真の提示を求める旨を周知し、検査時に工事監理者、工事施工者等に施工状況写真の提示を求め、確認申請図面どおりに施工されていることを確認する。 **【新規】**
- ・建築確認済証の交付時に、中間検査・完了検査の必要性を示すリーフレット等を配布し、普及啓発を図る。
- ・国とも連携し、ICT技術等を活用して、適正かつ効率的に中間検査・完了検査を行うことができる新たな手法について検討していく。 **【新規】**



施工状況写真の提示
を求める旨のチラシ

③ 仮使用認定制度の的確な運用

- ・相談窓口において、仮使用認定制度の周知を図るとともに、認定に関する処理要綱や認定手続マニュアル（（一財）日本建築防災協会発行）に基づき、事務処理や審査等を行い、的確な認定を行う。
- ・認定事務に関する特定行政庁や指定確認検査機関、所管消防機関と、仮使用認定制度に関する情報を共有するなど連携を密にしながら、制度の適切な運用を図る。
- ・建築物の新築時等に、テナント未定等により仮の仕上工事で完成している状態で完了検査を受けている場合がある。この場合、原則として、仮使用認定制度を活用していくこととする。国が定める仮使用承認手続の迅速化に資する技術的助言に基づき、引き続き審査期間の適正化を図る。

(2) 違反建築物対策の徹底

<これまでの取組>

● 違反建築物の取締り

- 違反建築物に対しては、①住民からの通報、②建築監視員等担当職員のパトロール、③官公署からの連絡等により摘発・是正などの取締りを実施した。
- 平成28年度から令和元年度までの都所管の違反建築物摘発件数は263件、是正件数は167件である。

● 違反建築一斉パトロールの実施

- 毎年10月に、消防や警察、保健所等の関係機関と連携し、違反建築一斉パトロールを実施し、違反建築物の摘発及び是正並びに違反建築防止の啓発を実施した。

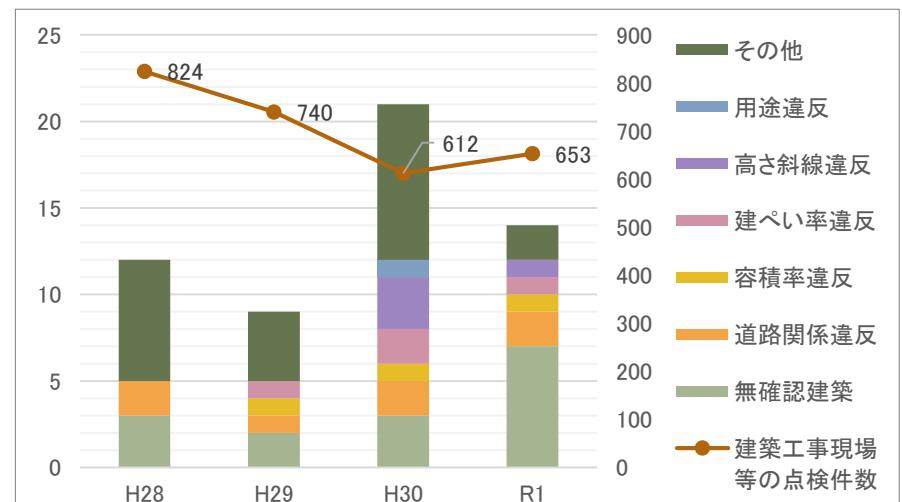
● 工事監理の徹底のための取組

- 建築相談時等に工事監理者選任について滞ることのないよう、注意を促すほか、中間検査、完了検査、現場パトロール等の機会を捉え、工事監理者の選任のない工事現場については、速やかに工事監理者届の提出を指導した。

【違反建築物摘発件数及び是正件数（都所管）】

	違反建築物摘発件数		是正件数 (過年度摘発分を含む)	
	本庁	多摩建	本庁	多摩建
H28	41件	33件	17件	25件
H29	35件	46件	14件	34件
H30	28件	27件	12件	32件
R1	29件	24件	8件	25件

【一斉公開パトロール実施結果の推移（都内）】



● 共同住宅仕様不適合事案の発生とその対応

(国の対応)

- ・国は、共同住宅における仕様不適合事案の発生を踏まえ、専門的見地から、事案に係る原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策等について検討するため、令和元年2月に学識経験者等からなる「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」を設置した。
- ・同年8月に取りまとめられた検討会報告書において以下の指摘がなされた。
 - ①事案発生の要因の一つとして、工事監理の不備を指摘
 - ②広域にわたる多数の物件における施工不備であったが、特定行政庁に所有者等から通報された違反に関する情報が他の特定行政庁や国に共有されず、対応が遅延
- ・これを受けて、国は、同年10月に「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」及び「大手賃貸共同住宅供給事業者において対応が望まれる品質管理の高度化指針」を策定し、これらに基づいた工事監理の徹底を建築設計関係団体に周知した。
- ・あわせて、中間・完了検査申請書「工事監理状況」記載欄に、設計図書と申請建築物との照合方法を詳細に記載するよう建築基準法施行規則を改正した。

(都の対応)

- ・都は、特定行政庁として事業者に調査状況を報告させ、不適合状況、違反の有無を確認した。
- ・都は、是正方法について都の方針を取りまとめ、都内特定行政庁への情報提供を行うとともに、特定行政庁として是正方法について事業者からの相談に応じ、適切な是正を行うよう指示した。

【事業者ヒアリングによる是正状況（R2.12末）】

		東京都内（件）
調査対象のもの		4,802
調査完了のもの		4,725
解体済み・予定のもの		167
不備のないもの		1,570
不備のあるもの	改修に着手・完了	1,159
	改修未着手	1,829

1 建築物の設計・工事段階等における適法性の確保

＜今後の取組＞

① 適切な工事監理（管理）の徹底

- ・ホームページ等により、工事監理業務の重要性について広く周知を図るとともに、確認済証の交付時に、工事監理者選任届、工事監理報告書（様式）、工事監理（管理）業務の重要性を周知させるリーフレット等を配布し、工事監理者選任及び適切な工事監理（管理）の徹底を図る。
- ・建築確認申請時等に、建築士との設計・工事監理契約や重要事項説明の必要性、建築士ができる工事監理等の範囲、工事監理の重要性を示すリーフレット等を配布し、普及啓発を図る。
- ・工事現場への設置が義務付けられている確認済の表示に、工事監理者の表示をするよう指導する。
- ・中間検査申請書及び完了検査申請書各第四面の工事監理の状況並びに建築工事施工計画報告書及び施工結果報告書の記載内容を審査し、適正な工事監理の徹底を図る。
- ・国の「工事監理ガイドライン」及び「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」に基づき、適切に工事監理を行うよう、リーフレット、講習会等により周知徹底を図る。【新規】

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は 建築造主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

工事現場における確認済の表示

② 関係部署等と連携した違反対策の推進

- ・重点的に指導する建築物、事故が発生した建築物と類似する用途の建築物への指導、定期報告未提出物件等について、消防署等関係部署と情報交換を進め、検査、定期報告、建築士指導、建設業指導、監察等に関する各部署が連携して違反対策を効果的に推進する。
- ・違反に関与した建築士、建築士事務所及び建設業者の情報を特定行政庁間で共有するとともに、建築士法、建設業法に基づく指導・処分を実施する。
- ・違反建築物について、都民等からの通報を受けた場合、その的確な把握に努めるとともに是正指導を行うなど、迅速な取組を実施していく。また、広域的に緊急対応を要する違反情報を入手した場合には、国土交通省に迅速に報告する。【拡充】
- ・行政連絡会や日本建築行政会議（JCBA）の場を活用し、建築基準法に違反する施工業者等の情報、違反特定等の処理に係る懸念事項、類似事案の処理事例等について、特定行政庁間で情報共有する。【拡充】

③ 関係機関と連携した指導の実施

- ・警察、消防、福祉等の関係機関と情報の共有、合同立入検査等を連携して行い、協働の指導を実施する。

④ 建物所有者等への啓発

- ・建物所有者等が違法な内装改修工事等を行わないように、関係団体等と協力し、建物所有者等へ啓発する。

(3) 指定確認検査機関等の業務の適正化

<これまでの取組>

●指定確認検査機関等との連絡会

- ・指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との連絡会をそれぞれ年1回開催し、建築確認検査上の課題やその対応、法令改正などについて、情報共有・意見交換を行い、建築基準法等の適切な運用を図った。

※都内の物件を業務対象とする機関

指定確認検査機関：39機関 指定構造計算適合判定機関：15機関
(令和2年12月時点)

●指定確認検査機関等への立入検査

- ・都内を業務区域とする機関に対し、以下のとおり建築基準法に基づく立入検査を行った。
 - ・指定確認検査機関：年7機関実施
 - ・指定構造計算適合性判定機関：年5、6機関実施
- ・立入検査の結果、平成30年度には、指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令に違反している可能性がある1指定確認検査機関について指定権者である国へ報告し、以下のとおり処分が行われた。
 - ・立入検査実施年月：平成30年11月
 - ・違反内容：確認申請図書の一部を紛失
 - ・処分内容：業務停止1月と10日間(他の違反事項による業務停止期間を含む。)

1 建築物の設計・工事段階等における適法性の確保

＜今後の取組＞

《適切な確認検査の実施の誘導》

① 確認検査員に向けた技術的支援

- ・東京都建築行政連絡会等の場において、建築基準法や東京都建築安全条例の運用に関する判断事例を含め、特定行政庁や指定確認検査機関等との情報・意見交換など連携を図る。
- ・建築安全条例等が適切に運用されるよう、技術的助言、運用基準等の確認検査機関等への通知や講習会の開催、ホームページへの掲載等を通じて、建築安全条例、建築基準法の運用基準等の周知・徹底を図る。
- ・構造計算適合性判定が的確に行われるよう行政連絡会等を通じて情報共有を図るなどし、指定構造計算適合性判定機関との連携を強化する。
- ・検査済証のない建築物のガイドラインに基づき適切に法適合状況の調査が行えるよう、特定行政庁や指定確認検査機関との情報・意見交換など連携を図る。
- ・中間検査申請書及び完了検査申請書各第四面の工事監理の状況並びに建築工事施工計画報告書及び施工結果報告書の記載内容を審査し、適正な工事監理の徹底を図るよう促す。

② 仮使用認定制度の的確な運用

- ・指定確認検査機関による仮使用認定制度の的確な運用が行われるよう、建築主や指定確認検査機関からの事前相談や照会に応じる等の対応を行い、制度の周知を図る。
- ・仮使用認定報告書の内容確認を的確に行い、指定確認検査機関が行った認定が適切か確認を行うとともに、必要な場合は指導等を行う。

- ・指定確認検査機関、特定行政庁及び所管消防機関と情報共有を図り、適切な運用を図る。

③ 推進計画による適切な審査体制の確保

- ・都内を業務区域とする指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対し、推進計画書を作成した上で都に計画書を送付するよう促し、計画書の中で優れた取組があれば指定確認検査機関等との連絡会議などの場で紹介するなど、指定確認検査機関の適切な取組の確保を図っていく。

《効果的な指導・監督の実施》

④ 確認審査報告書等に基づく指導

- ・指定確認検査機関からの確認審査報告書等の内容確認を強化し、建築基準法や東京都建築安全条例に関する判断など、確認処分が適切かチェックするとともに、必要な指導等を行う。

⑤ 立入検査の実施

- ・国、特定行政庁等との連携により検査の重点項目を定め、指定確認検査機関や指定構造計算適合性判定機関への効果的な定期立入検査を実施するとともに、確認済案件を無作為抽出し、審査が適切か確認し、必要に応じて指導等を行う。
- ・特に重要な事例（訴訟の内容、裁判判決等）は、行政連絡会等を通じて、都内を業務区域とする指定確認検査機関において確認検査の業務の公正かつ的確な実施の確保が図られるよう、情報提供や注意喚起を行う。
- ・指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の処分基準に基づく指導及び処分を実施するとともに、処分の履歴を公表する。

(4) 建築士及び建築士事務所の業務の適正化

<これまでの取組>

●建築士定期講習の実施

- ・建築士法の規定により、建築士事務所に所属する全ての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければならない。
- ・都では、建築士が定期講習を受講するよう、電話、文書等により受講を促している。
- ・令和元年度は、定期講習未受講者161名に対して、受験督促等を行い、そのうち二級建築士16名を戒告処分とした。

●建築士及び建築士事務所に対する指導等

- ・平成28年度から令和3年2月1日までの間に、二級建築士4名に対し、建築士法の規定に基づき懲戒処分を実施した。
- ・平成28年度から令和3年2月1日までの間に、建築士事務所の開設者等に対する監督処分は、実績なし。

●建築主への啓発

- ・建築主と建築士間のトラブル防止のため、建築主への啓発として、設計・工事監理契約に関する建築主からの相談事例・改善策、建築主と建築士間のトラブル事例、業務報告書の仕組み、業務報酬基準に準拠した委託契約の努力義務などを取りまとめ、HPに掲載した(H31.4)。

現行計画期間における建築士の処分

平成28年度	二級建築士1名に対し免許取消処分	<ul style="list-style-type: none">・建築士として指定確認検査機関名義の確認済証を作成し、かつ、これを行使
平成29年度	二級建築士1名に対し業務停止処分	<ul style="list-style-type: none">・建築確認申請手続を行う建築士として、工事監理を行う意思がないにもかかわらず確認申請書の工事監理者欄に自己の氏名等を記入・指定確認検査機関名義の虚偽の確認済証を作成し工事施工者に手渡し・確認済証の交付を受ける前に建築物の建築工事が行われることを容認
平成30年度	二級建築士1名に対し免許取消処分	<ul style="list-style-type: none">・確認済証、検査済証及び特定まちづくり施設完了検査結果通知書を偽造し、かつ、行使・設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第35条の規定に適合しない設計を実施・建築物の確認申請手続を行う建築士として、確認済証の交付を受ける前に建築物の建築工事が行われることを容認
令和2年度	二級建築士1名に対し業務停止処分	<ul style="list-style-type: none">・確認済証の交付を受けずに工事に着手した・構造計算による安全性の確認を行わずに工事に着手した。

＜今後の取組＞

① 建築士及び建築士事務所の指導・監督

- ・建築士事務所立入指導実施の手引き等を基に業務の適正化チェックリストを作成し、自主点検を促すことで法令遵守の徹底と設計等の業務の適正化を図る。
- ・建築士及び建築士事務所が行った不適切な業務に対して立入検査等を実施し、個別事情を把握した上で、処分基準に基づき厳正に対処する。
- ・建築士及び建築士事務所が関与した建築基準法等の違反行為等に関する通報を受けた際は、直ちに所管の特定行政庁に情報提供を行うとともに、必要に応じて建築士事務所や建築士の処分や告発を行うなど、厳正に対処する。
- ・建築士や建築士事務所に対して処分を行った場合は、道府県、特定行政庁及び関係団体等に当該処分事実を周知し、注意喚起を図る。
- ・建築士及び建築士事務所の処分基準をホームページで公表することにより、法令違反の抑止を図る。
- ・業務報告書を提出していない建築士事務所に対して、督促を行い、業務報告書の提出を徹底する。
- ・建築士事務所に対して所属建築士の届出を徹底するよう指導し、届出事項（所属建築士の氏名、建築士登録番号）と、建築士の名簿を照合することで、建築士のなりすましを防止する。

- ・確認審査時等において、建築行政共用データベースシステムとの照合等により建築士免許登録の有無の確認を徹底する。
- ・各種説明会やイベント、ホームページ、関係機関の会報誌等を活用し、図書保存制度の見直し等改正建築士法の周知を図る。

② 建築士の能力向上

- ・建築安全条例等が適切に運用されるよう、技術的助言や運用基準等を整備し、建築士向けの講習会やホームページへの掲載等を通じて、建築士法や建築安全条例、建築基準法の運用基準等の周知・徹底を図る。
- ・建築士事務所に所属する建築士が定期講習を受講するよう、関係機関と連携して周知を図る。期限内に受講しない建築士に対しては、受講を督促するとともに、必要に応じて懲戒処分を行う。
- ・建築士や建築士事務所に対して、関係機関が実施する建築士等の業務の適正化に資する研修への受講を促す。

③ 建築主への啓発

- ・設計・工事監理契約について、建築主等からの相談や通報事例を蓄積し、改善策と併せてホームページに掲載するなど、周知を図る。
- ・建築確認申請時等に、建築士との設計・工事監理契約や重要事項説明の必要性、建築士ができる工事監理等の範囲、工事監理の重要性を示すリーフレット等を配布し、普及啓発を図る。
- ・業務報告書の仕組みをホームページで周知し、建築主等に周知することにより、建築士事務所の情報開示の充実を図る。
- ・業務報酬基準に準拠した委託代金での契約締結の努力義務について、ホームページやチラシ等により広く周知する。
- ・建築士法違反や建築紛争等建築に係るトラブルについて、相談先と事例を取りまとめて都民に分かりやすく周知することで、違法行為等への迅速な対応につなげる。

(5) 建設業者の業務の適正化

<これまでの取組>

● 建設業法に基づく指導等

- 建設工事請負契約に関する不誠実な行為、建築基準法違反の建築物の施工など、建設業者が建設業法、建築基準法等の法令に違反する場合に行政処分を行うほか、建設業者に起因するトラブルについて、建設業者に対する指導、相談者に対する助言を行った。

● 建築工事現場での事故の防止等

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第9条に基づき、令和2年3月、東京の建設現場の現状と課題、建設工事従事者の安全と健康を確保するための基本的な方針、講すべき施策や具体的な取組等を掲げた「東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画」を策定し、本計画に定めた取組等を建設業団体等に周知した。

<今後の取組>

① 建設業者の指導・監督

- 特定行政庁が建築基準法第9条の規定による是正命令を行った場合に、特定行政庁から第9条の3の規定による建設業者を監督する行政庁へ通知をし、監督行政庁から建設業者の指導・処分等を実施することで、建設業者の違反関与を抑制する。

② 建築工事現場の安全性の確保

- 建築工事現場の事故発生時における情報の収集、調整、指導等につ

行政処分等の件数（単位：件）

事 項	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政処分	5	9	11	17
相談	指導	332	410	498
	助言	445	541	678
				508
				682

（注）相談件数は、初回の相談件数のみである。

- 指導：相談等により、直接建設業者に対し指導したケース
- 助言：相談者に対しアドバイスしたケース

*建設キャリアアップシステム：技能者の資格、社会保険加入状況、現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み。システムの活用により技能者が能力や経験に応じた待遇を受けられる環境を整備することで、建設現場における労働災害の未然防止も期待できる。

- 既存建築物は適切な維持管理の実施により安全確保がなされることが重要であるが、建築基準法上、一定規模に満たない用途変更や大規模の修繕・模様替に至らない改修は建築確認申請が必要でないことから、建物しゅん工後に生じる違反は発覚しにくく、指導の徹底が難しい。
- また、近年、既存建築物の増改築や用途変更など既存建築ストックの活用に関するニーズが高まってきており、安全性を確保しつつ既存建築物の活用促進を図る必要がある。
- 定期報告制度の的確な運用や違反建築物対策の徹底、アスベスト対策の推進等を通して、既存建築物の安全性の確保・向上に取り組んでいく。

(1) 建築物の適切な維持管理の徹底

<これまでの取組>

● 定期報告対象物件の把握

- 定期報告制度の対象建築物の正確な把握に向け、報告率の比較的高い昇降機の定期報告データ、東京消防庁の使用開始届のデータを使用し、対象建築物を把握している。

● 建物所有者等への普及啓発

- 定期報告副本返却時や講習会を通して、防火設備の改善事例やアスベスト除去、特定天井改修事例等を紹介した。
- 既存不適格建築物における安全性の向上の必要性や、建築行為の内容による既存遡及の範囲等の法制度の理解を進めるため、窓口での対応やリーフレットの配布等により普及啓発した。

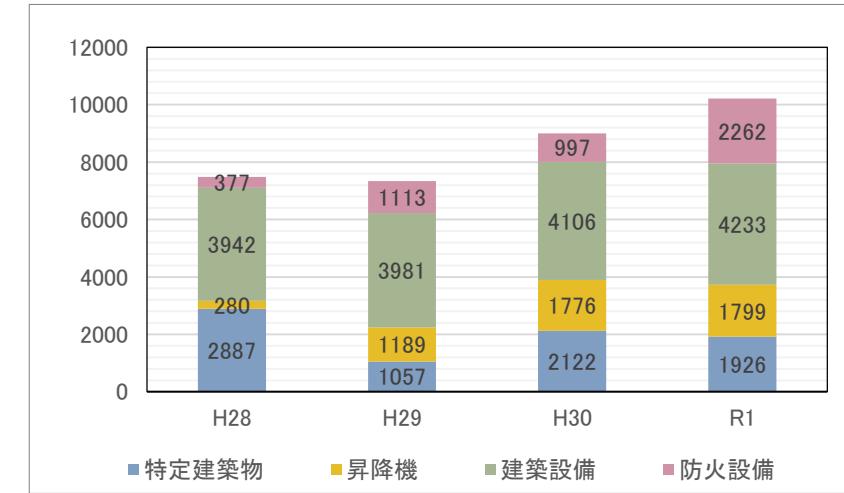


【定期報告副本返却時に同封するリーフレット（例）】

● 建物所有者等に対する指導

- 定期報告された建物のうち、要是正の指摘がある建物所有者等に対しては文書で改善指導を実施した。
- 定期報告で不適切な維持管理等がなされている建築物に対し、建築物防災週間の機会を捉え、防災査察を行い、建物所有者等に指導を行った（平成28年度～令和元年度防災査案件数：16件）。

【改善指導書送付件数推移（都所管分）】



● 確認申請手続が不要な用途変更等への対応

- 確認申請手続が不要な用途変更や改修であっても、引き続き建築物の適法性が求められるため、建物所有者等向けに、維持保全の重要性、事故等が発生した場合に所有等が責任を問われた裁判例、既存建築物の用途変更等に伴う違反例（注意点）などを記載したリーフレットを作成し、特定行政庁、保健所等（福祉施設等への用途変更を想定し、その営業許可等を行う部署）へ配布した。

建築物の所有者・管理者の皆様へ

建築基準法改正（令和元年6月25日施行）により200m以下の用途変更の手続（確認申請）が不要になりました。

古民家の商業的利用、老舗のグループホーム・保育所としての利用といった既存建築物の用途変更手續が令和元年6月25日より建築基準法改正により200m以下の特殊建築物（飲食店、ホテル、旅館、その他の宿泊施設など）は、用途変更時に建築確認の手続きが不要になりました。詳説は、建築士等の専門家にご相談ください。

しかし！！！

確認申請を要しない場合でも、法令に適合した改修・その後の適切な維持管理が必要です。建築物を適法なものとし維持していくため、以下のとおり対応してください。

お願い！

維持保全計画を作成するとともに、定期報告の対象となる建築物については、特定行政庁への報告を適切に行ってください。
(建築基準法8条、12条)

お願い！

確認申請が不要になったとしても、建物は適法な状態にある必要があります。その責任は建物所有者や運営事業者にあります。改修に先立ち、事業者又は所有者の責任において法的なチェックを行っていただく必要があります。P6の「違反例」のとおり、建築基準法等には詳細な規定があります。**必ず建設士などの専門家にご相談ください。**

なお、お問い合わせいに建築士等の専門家がいらっしゃらない方は、P7の「建築設計関係団体」へご相談ください。

違反した場合には、損害賠償責任が生じる可能性があるほか、刑事罰が科されることがあります。

東京都都市整備局

○維持保全計画とは

建築基準法第8条は、建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めることを求めており、一定の建築物について必要に応じて維持保全に関する準備又は計画を策定し、その他適切な措置を講じよう求めております。

維持保全計画作成対象建築物は以下のとおりです。

①建築基準法別表第1(い)欄(5)項から(4)項に掲げる用途(劇場、病院、ホテル、共同住宅、老人福祉施設、学校、百貨店、物販店など)で、その用途部分の床面積の合計が1000m²を超えるもの(200m以下のものは階数5以上ものに限ります)。

②建築基準法別表第1(い)欄(5)項又は(6)項に掲げる用途(倉庫、自動車販売場など)で、その用途部分の床面積の合計が3,000m²を超えるもの。

③事業所でその用途部分の床面積の合計が1,000m²を超えるもの(5階建て以上で延べ面積が2,000m²を超えるものうち、3階以上の階で事業所部分の床面積の合計が100m²を超えるものに限ります)。

※維持保全計画の実行にあたっては、公私社連携プログラム推進協会のホームページが参考になります。[URL: http://www.bebis.or.jp/sousan.html](http://www.bebis.or.jp/sousan.html)

参考：建築基準法別表第1(抜粋)

(1) 1階	劇場、映画館、演習場、結婚式場、三合堂、施設等その他これらに類似するもの
(2) 2階	劇場、映画館、演習場、結婚式場、三合堂、施設等その他これらに類似するもの、2階以上で同一の用途で2階以上のもの
(3) 3階	学校、幼稚園、保育園、託児所、託児室、施設等その他これらに類似するもの、3階以上で同一の用途で3階以上のもの
(4) 4階	販賣店、マーケット、飲食店、キャバレー、カラオケ、ナイトクラブ、バー、ダーツバー、遊戯場等の施設
(5) 5階	施設その他これらに類似するもの、5階以上で同一の用途で5階以上のもの
(6) 6階	自動車販売場、販賣店、料亭、飲食店及び宿泊施設を併用する場(旅館、宿泊施設、6階以上)

【小規模建築物注意喚起リーフレット（抜粋）】

<今後の取組>

《定期報告制度の的確な運用の推進》

① 対象建築物の正確な把握等

- 定期報告対象建築物等についてリーフレット等を作成し、定期報告制度の周知を図る。
- 平成26年の建築基準法の改正で新設された防火設備定期検査報告制度についてリーフレット等を作成し、特定建築物の報告時等の機会を捉え、建築所有者等や調査者に配布し、周知を図り、高い報告率を目指す。また、令和2年度の建築基準法の改正で新設された特定建築物定期報告書に記載の防火設備に関する記載等を活用し、対象物件を正確に把握する。
- 建築確認検査のデータ、報告率が比較的高い昇降機の定期検査報告のデータ、他部局の保有データ等を活用し、対象建築物を正確に把握し、地域法人とも連携して建物所有者等へ案内、未報告物件への督促を実施し、報告率の向上を図る。
- 建物所有者等に所有者等変更届や建物の休止・除却届の適切な提出を促し、対象建築物を正確に把握する。

② 効果的な指導の実施

- 定期報告未提出の建築物及び調査の結果、要是正項目がある建築物に関し、必要に応じて消防部局等と情報を共有し、合同での立入検査を実施するなど、連携して建物所有者等へ指導を行う。また、危険度が高い建築物が対象の場合は、監察部門と連携を取り、是正を促す。
- 是正の指摘をした建築所有者等に対し、具体的な改善事例や区市による補助制度を紹介したリーフレットを配布するなど、改善を促す。また、改善計画書や改善完了報告書による是正の状況報告

を求め、是正に向けて適時フォローを行い、是正率向上を目指す。



特定建築物定期調査
報告済証マーク



防火設備定期検査
報告済証マーク



建築設備定期検査
報告済証マーク



昇降機等定期検査
報告済証マーク

【定期調査・検査報告済証マーク※】

③ 関係者への啓発

- ・関係業界団体と連携するなどして建物所有者等に定期報告制度を周知するとともに、定期報告の実施を促し、報告率の向上を図る。
- ・受付団体が実施する定期報告実務講習会等において、調査資格者等の役割の重要性について広く啓発する。
- ・建築確認済証の交付時に、定期報告の必要性を示すリーフレット等を配布し、普及啓発を図る。

《建物所有者等による管理の適正化》

④ 建物所有者等への普及啓発

- ・建物所有者等が、建築物を適法な状態で維持管理するよう、定期報告制度等を活用し、適切に誘導する。
- ・外壁、天井等の非構造部材や外付看板等の劣化等による落下事故、防火設備の不備による火災の拡大、エレベーターの事故などは、大事故に発展する恐れがある。定期報告制度やホームページを活用し、建物所有者等に対して、安全管理の徹底について普及啓発を図る。
- ・確認申請が必要な工事だけでなく、確認申請を伴わない増築等においても、建物所有者等や設計者、工事施工業者等に既存遡及について周知し、既存建築物の適法性を確保するよう促す。
- ・用途の変更、内装改修、増改築等を行う場合は、規模や確認申請の要否にかかわらず、引き続き建築基準法等を遵守する必要があり、建物所有者等に対して建築設計団体の窓口を紹介し、建築士への相談を促すとともに、工事を行うリフォーム事業者等に注意喚起を行うなど、関係部局等とも連携し、必要な普及啓発を行う。

【新規】

⑤ 既存不適格建築物の安全性の向上等

- ・既存不適格建築物における安全性の向上の必要性や、建築行為の内容による既存遡及の範囲等の法制度の理解を進めるために、既存建築物の増改築、用途変更等の相談、建築物防災週間における防災査察や定期報告等の機会を捉えて建物所有者等に適切な維持管理の徹底と安全性の向上を促す。
- ・設計者団体等との情報連絡体制を活用し、既存不適格建築物に対応する法制度、施策、安全性の向上の必要性を周知徹底していく。
- ・既存不適格建築物であっても、著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害である建築物等には、国の「既存不適格建築物に関する指導・助言・勧告・是正命令制度に関するガイドライン」(R1.6) をもとに必要な指導・措置を行う。

⑥ 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知

- ・確認済証や検査済証の交付と合わせて、建物所有者等へ確認申請図書や検査済証等の保存の重要性を周知する。
- ・設計者団体等との情報連絡体制を活用し、確認申請図書や検査済証等の保存の重要性を周知徹底していく。

⑦ 平成30年建築基準法改正への対応 **【新規】**

- ・空き家等の既存ストックの活用などを目的とした平成30年の建築基準法の改正により、用途変更に際して建築確認の手続が不要となった延べ面積が200m²以下の福祉施設等について、国の技術的助言を踏まえ、消防や福祉部局等と情報共有を行い、建物所有者等に対して、用途変更後に維持管理状況についての報告を求め、適切に維持管理が行われていることを確かめる。違反のおそれがあると認められる場合には、必要な指導等を行い、安全な建築ストックの活用を図る。

(2) アスベスト対策等の推進

<これまでの取組>

● 法規制の経緯

- ・アスベストは不燃性、耐熱性等に優れ、昭和30年頃から長い間多岐にわたって使用されてきた。
- ・その後、アスベストを吸入することにより健康障害を生じるおそれがあることが明らかになり、アスベストの使用については、労働安全衛生法、業界自主規制等により、順次規制されてきた。
- ・平成18年の労働安全衛生法施行令の改正により、製造、使用等を禁止する対象が、アスベスト含有率が0.1重量%超となる製品にまで拡大された。
- ・建築基準法においても、平成18年に新築時の吹付けアスベスト等の使用が禁止されるとともに、既存建築物における吹付けアスベスト等の除去等の対策を促進するため、増改築、大規模修繕・模様替時に吹付けアスベスト等の除去等の対策を行うことが義務付けられた。

● アスベスト調査台帳の整備

- ・国の通知に基づき、都及び都内特定行政庁は、民間建築物のアスベスト使用実態調査を行い、台帳として整備している。
- ・作成した台帳をもとにアスベスト対策に係る指導、助言、普及啓発、情報提供を建物所有者等に行っている。
- ・台帳の整備状況は以下のとおり。

- 延べ面積1000m²超の建築物：都内全34行政庁中31行政庁で整備済
- 延べ面積300m²以上の集会場、劇場、映画館、観覧場、ホテル、旅館、飲食店、物販店舗等の建築物：都内全34行政庁中20行政庁で整備済

● 建物所有者等への支援

- ・令和3年1月末時点で都内15区で調査分析、11区で除去工事に係る補助制度が整備されている。

● 建物所有者等への指導

- ・都内特定行政庁では、台帳をもとに建物所有者等に対する調査・指導を行い、台帳に記載のある1,000m²超の建築物約30,000棟については、約80%が除去等により対応済みとなっている。

● 環境部局との情報共有

- ・大気汚染防止法の一部が改正され、令和4年4月から建築物等の解体等工事の際に全てのアスベスト含有建材の有無を調査した結果を、元請け業者が環境部局へ報告することが義務付けられたことを踏まえ、同法の届出内容の検証等に資するよう、環境行政と建築行政で保有する情報等についての共有を検討した。

※ 建築基準法で規制する吹付けアスベスト等

- ① 吹付けアスベスト
- ② 石綿含有吹付けロックウール



吹付けアスベストとは、アスベストにセメント等の結合材を重量で30%~40%程度混入し、水を加えて柱や天井・壁などに吹付け施工されたものです。



石綿含有吹付けロックウールとは、工場で生産された人工鉱物繊維であるロックウールに、セメント等の結合材を重量で30%~40%程度混入するほか、アスベストを含んで吹付け施工されたものです。

<今後の取組>

① アスベスト対策に係る民間建築物データベースの活用

- ・特定行政庁と連携し、小規模建築物を含めたアスベスト対策に係る民間建築物データベースを整備し、定期調査報告データも活用しつつ、吹付けアスベスト等が使用される建築物についての実態把握を行い、建物所有者等に対して飛散防止対策を促す。
- ・都内の吹付けアスベスト等が使用される建築物についての実態把握を進めていくために、都の取組を区市に促すなど連携を図る。

② 建物所有者等への普及啓発等

- ・パンフレットのホームページ掲載、定期報告の案内送付時の配布など様々な機会を捉えて、建物所有者等に対策の必要性を周知する。
- ・区市町村に対し、国の助成制度についての情報提供を行い、その活用、アスベスト除去費等の助成制度の構築要請を行う。
- ・関係団体等との情報連絡体制や定期報告制度を活用し、「建築物石綿含有建材調査者制度」の周知を徹底する。

③ 指導の実施

- ・吹付けアスベスト等の使用の可能性が高い建築物について、防災週間等の機会を捉え、アスベストの使用状況や対策工事の実施状況等

を調査し、必要な指導を実施する。

- ・建設リサイクル法の届出の際に、アスベスト使用の有無を確認し、適正な処分を行うよう指導する。
- ・増改築の相談又は申請時に、建築基準法に適合するよう指導を徹底する。

④ 環境部局との情報共有 【新規】

- ・令和4年4月施行の大気汚染防止法の改正内容について、建設リサイクル法窓口並びに解体工事業登録窓口において、又は定期報告副本返却時等に、工事施工者、建物所有者等へ周知を行うとともに、以下の取組を行い、アスベスト飛散防止対策を推進する。
 - » アスベスト含有建材使用可能性のある建物情報（昭和31年から平成18年までに建築された建築物）を環境部局に提供し、大気汚染防止法・建設リサイクル法届出内容の検証、パトロール対象建築物の選定等に活用する。
 - » 大気汚染防止法届出及び建設リサイクル法届出内容の検証に資するよう、建設リサイクル法届出情報の環境部局への提供を行うとともに、大気汚染防止法届出内容の環境部局からの提供を受け、届出記載内容を相互に確認する。

⑤ シックハウス対策の徹底

- 新築や増改築の確認申請や中間検査時に、シックハウス対策に関する建築基準法令の規定に適合するよう指導を徹底するとともに、完了検査時には、法第12条第5項に基づきシックハウス対策に係る工事監理報告書や、使用建築材料の納品書等の必要書類の提出を求め、法適合性について的確に審査を行う。

- 厚生労働省が示す「換気の悪い密閉空間」を改善するための推奨される換気の方法（抜粋）

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、**必要換気量**（一人あたり毎時30m³）を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」はリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるということまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

① 機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、ビル管理法の考え方に基づく**必要換気量**（一人あたり毎時30m³）が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、一部屋あたりの在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

⑥ 換気の悪い密閉空間を改善するための換気対策の啓発【新規】

- 保健行政部局と連携し、必要換気量や換気方法について、厚生労働省が示すリーフレット等により、建築主や建物所有者等に普及啓発を行う。
- 関係団体が実施する換気アドバイザー派遣等の取組について、関係団体が作成したリーフレット等により、建物所有者等に普及啓発を行う。

ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15 mg/m ³ 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下 (=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下 (=1000 ppm以下)
エ 温度	1) 17°C以上28°C以下 2) 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5 m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m ³ 以下 (=0.08 ppm以下)

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度窓を全開する。）とすること。
※換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

出典：「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法啓発リーフレット（厚生労働省）

(3) 昇降機の安全性の確保

<これまでの取組>

● 既存昇降機の安全性向上

- 平成17年には、千葉県北西部地震の際にエレベーター内に利用者が長時間閉じ込められる事故が多発し、平成18年には、港区でエレベーターの戸開走行により高校生が挟まれ死亡する事故が発生した。このため、建築基準法施行令等関係規定が改正され、新築時に戸開走行防止のための安全装置及び地震時管制運転装置（以下「安全装置等」という。）の設置が義務付けられた。
- 既存昇降機についても、安全装置等の設置を普及する必要があることから、都は国に対し、既存昇降機の取替え等に際して、安全装置等の設置等、現行基準への適合を求めることができる法整備等を要請しているが、実現に至っていない。
- また、駆動装置や制御装置等の重要な装置の改修を行う場合でも、法令上の手続がないため、特定行政庁は新築の建築確認後の状態変化が把握できない。
- 東日本大震災の被害状況を踏まえ、エスカレーターの脱落防止対策等について、平成26年4月1日に政令・告示の改正が行われた。
- 工場等の作業場においては、違法に設置された垂直運搬器やウィンチにかごを吊った構造の昇降装置による重大事故が発生しており、その対応が求められている。
- 昇降機の所有者等は、自主的に行う保守点検の必要性を認識することが重要である。

<今後の取組>

① 昇降機の取替えの際に建築主事等がチェックできる仕組みの整備

- 既存昇降機の取替え等に際し、安全装置等の設置等、現行基準への適合を求めるができる法整備を国に求めていく。

② 既存建築物における昇降機への対応

- 定期報告で要是正となった昇降機の所有者等への改善指導を行う。
- 国土交通省が策定した「昇降機の適切な維持管理指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約」の解説について、都民等に対し、関係機関と連携した講習会の開催等により周知を行う。

③ 違法設置エレベーターに対する指導の徹底

- 違法設置エレベーターを設置している作業場等に対し、立入検査等により指導を実施する。
- 国土交通省からの緊急点検リストに基づき指導し、所管消防機関と連携した違法設置エレベーターへの是正指導を行う。
- 構造に問題のあるエレベーターについては、所有者への指導文書を交付するなどの所要のは正措置の実施を徹底する。
- 違法設置エレベーターに関する情報の相談窓口を設置し、ホームページ等で周知を図る。
- 労働基準監督署等の関係機関との連携体制の構築について調整する。

④ ホームエレベーターへの対応

- エレベーターの所有者等が重大事故発生時に特定行政庁へ報告を行うよう、ホームページ等で周知を図る。

- これまで事故発生時に各関係機関が連携し、指導の実施及び普及啓発により類似事故発生の未然防止に努めてきた。今後も引き続き、取組を継続する。
- 近年頻発する台風等に起因する大規模風水害に対応するため、国の制度改正等の取組を注視するとともに、都としては建築物における浸水対策等の強化、建築主等に建築物の設備や構造に関する風水害対策の普及啓発等を図る。
- 東京湾北部地震に対する被害想定においては、過去の地震における全壊棟数を踏まえて計算した要判定棟数は約46万5千棟となり、引き続き、応急危険度判定員の確保及び判定の執行体制の整備に取り組むことが重要である。

(1) 事故の未然防止と発生時の対応

＜これまでの取組＞

●事故の未然防止

①普及啓発

- ・建設業関係団体と連携し危害防止講習会・工事安全講習会を年1回開催した。
- ・事故発生時の連絡制度のチラシやホームページへの掲載により、工事施工者、建物所有者等に周知を行った。

②類似する事故の未然防止

- ・全国的に建築物に係る事故が発生しており、類似する事故防止のため、下表に示す対応を行った。

	発生年月	被害	原因	対応
遊戯施設（コースター）事故 (都内)	H28.10	重症1名	走行中のコースターの車両に乗車していた乗客が、足下の荷物が落ちそうになり、荷物をつかもうとして車両から外に出した手を構造物に強打し、負傷した。	平成29年度、遊戯施設の客席に必要な離隔距離についての調査委員会が発足し、国土交通省、都、有識者は告示制定の検討を行い、令和2年3月6日国土交通省告示第252号が公布された。その後、建築確認行政が円滑な運用するために「遊戯施設技術基準の解説（2020年版追補版）」を刊行した。
屋上金属パネル落下事故 (横浜市)	H30.10	死者1名	部材の腐食	定期調査項目「屋根及び屋上」の項において、適切に調査を行うよう、講習会で調査者等に周知。

●事故発生時の対応

- 迅速な報告を求め、労働基準監督署や消防と連携し、事故原因の究明、再発防止等の指導を実施するほか、定期報告の提出状況や所有者情報などを定期報告、監察、検査担当等の各担当で共有し、連携して指導等を実施した。
- 都所管の物件における事故報告の状況

平成28年度：工事中：6件・既存建築物等：4件

平成29年度：工事中：6件・既存建築物等：1件

平成30年度：工事中：9件・既存建築物等：0件

令和元年度：工事中：3件・既存建築物等：1件

	発生年月	被害	原因	対応
仮囲い倒壊事故	H31.1	負傷2名	強風にあおられ、工事現場のフェンスが倒壊。歩行者2名に接触。	フェンスの控えの補強が不十分であったため、控えを軸体に固定するなどの補強を行った。
エレベーター事故	H29.3	死者1名	<ul style="list-style-type: none"> 保守員は、故障したエレベーターの修理にあたっていたところ、落下したエレベーターの側面と壁に挟まれた。 エレベーターの申請手続きが行われていない違法エレベーターであった。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第9条第7項に基づく昇降機使用禁止命令を平成28年12月に手交しており、この際、所有者は、昇降機取替えの意向を示していた。 所有者は当該事故機を撤去し、平成29年3月に垂直搬送機（建築基準法適用外）を設置した。都是設置状況を現場にて確認した。

<今後の取組>

《事故防止への取組》

① 安全管理の徹底の周知

- 施工計画報告書の提出時などの機会を捉え、建築主・工事監理者・工事施工者に対して事故発生時の対応等について周知を図るとともに、建設業関係団体等と連携した危害防止講習会の開催等により、工事現場の安全管理の徹底について普及啓発を図る。
- 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底及び工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知を行う。

《事故発生時の取組》

② 迅速かつ適切な情報収集及び分析の実施

- 検査、定期報告、建築士指導、建設業指導、監察等に関する各業務を連携して実施し、事故対策を効果的に推進する。

- 事故発生時に、迅速に事故原因の分析や再発防止措置の指導等を行うため、国、都内特定行政庁、工事施工者、消防及び労働基準監督署等との情報連絡体制を充実させるとともに、再発の予防措置等を的確に講じるよう建物管理者、建設業者等を指導する。
- 建築材料等の製造者や維持保全に関わった者等から広範囲な情報収集を行い、円滑な調査、事故対応を実施する。

③ 事故発生時における連絡制度の周知徹底

- 連絡制度をホームページに掲載し、周知するとともに、建築確認済証の交付時や中間検査の実施時等に、事故発生時の連絡を求めるリーフレット等を配布する。
- 事故の発生時等に、消費者行政の担当部局への迅速な情報提供を行う。

(2) 建築物における風水害対策

<これまでの取組>

●災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議

- ・都は、令和2年1月に国とともに連絡会議を設置し、東部低地帯の水害対策などについて検討を進めている。
- ・令和2年12月に公表された【災害に強い首都「東京」形成ビジョン】では、「水害時に、区域内において命の安全などが確保できるよう、高台まちづくりや避難スペースの整備・確保を進める。」としている。

- 【災害に強い首都「東京」形成ビジョン】における取組方策
- ・土地区画整理、公園、高規格堤防等の整備による高台づくり
 - ・避難スペースを確保した建築物等の整備・確保 など

●都市開発諸制度活用方針の改定

- ・都は、水害に対応した高台まちづくりを促進するため、令和2年12月に「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」を改定し、一定の基準を満たした水害時の一時避難施設の整備や、開発区域外における高台まちづくりに資する取組（（水害時の避難に資するデッキや高台公園、治水施設の整備等）を公共的な貢献として容積率緩和の評価対象に追加することとした。

●高層建築物における浸水対策

- ・令和元年東日本台風（19号）等による建築物の浸水被害の発生を踏まえ、国が学識経験者、関係業界団体等から成る「建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会」を設置した。

- ・洪水等の発生時に機能継続が必要と考えられる建築物において、電気設備が浸水し、停電が長時間継続することにより居住や施設の使用に支障が生じないよう、企画、設計、施工、管理・運用の各段階において、建築物の機能継続の確保を図る観点から、検討すべき電気設備の浸水対策をガイドラインとしてとりまとめ、令和2年6月に公表した。
- ・都においてはガイドラインを関係団体や事業者に周知するとともに、水害リスクのある区域において総合設計制度を活用して高層建築物を計画する場合、電気設備等を浸水の少ない地上階に設置するよう指導した。



ガイドラインの概要

出典：「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」概要版（R2.6）

●災害リスクの低い地域への居住等の誘導（立地適正化計画）

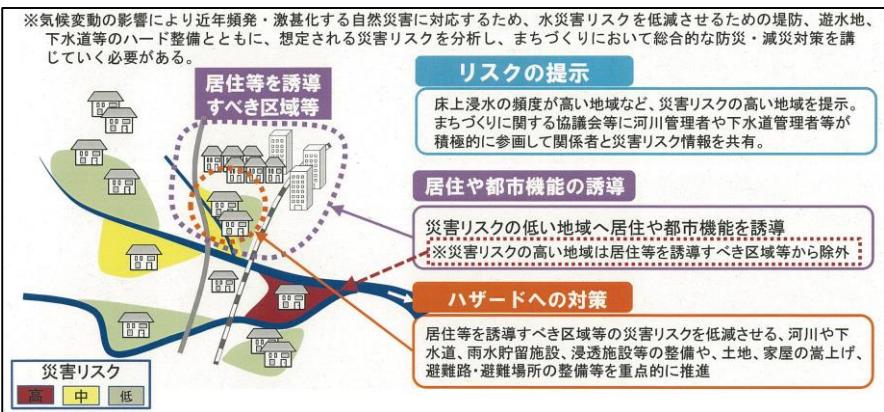
- 平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により「立地適正化計画」が制度化された。
- 立地適正化計画は市町村が定め、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を設定することができる。
- 誘導区域の設定にあたり、災害リスクの高い地域は居住等を誘導すべき区域等から除外することとしている。
- 誘導区域外の区域で、一定規模以上の建築行為、開発行為を行おうとする場合には、原則として市町村長への届出が義務付けられている。市町村は、災害リスクの高い地域で建築行為等を行う者に対し、勧告を行うことができる。
- 立地適正化計画の作成状況（R2.7末）：八王子市、福生市

居住誘導区域：都市の居住者の居住を誘導すべき区域

都市機能誘導区域：都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他）の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。）の立地を誘導すべき区域

●区における浸水対策促進の取組

- 先進的な取組を行っている区において、浸水対策についてパンフレットなどにより普及啓発を実施するとともに、浸水想定区域内に建築物を建築する場合などは、建築確認申請時に対策について届出を行う制度を実施している。
- 一部の区では、止水板の設定、高床化工事、ポンプの設置等について補助又は融資を実施している。



出典：「立地適正化計画作成の手引き（令和2年9月改訂）」
(国土交通省)

○世田谷区浸水対策届出制度の概要

- 根拠：世田谷区建築物浸水予防対策要綱
- 届出対象：
 - 建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物
 - 建築物の周囲の状況により便所、浴室等の排水が逆流するおそれのある建築物
 - 世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて、浸水予想区域となっている区域内の建築物
- 届出の提出時期：確認済証受領時まで
- 届出内容：
 - 浸水予防対策（地下・半地下を造らない、適正な能力を持った排水ポンプを地下ピットに設置する、など具体的な対策）
 - 浸水予防対策を講じない理由（対策を行わない場合）

出典：世田谷区ホームページより

●房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策

- ・国は、現行の強風対策の充実の必要性を検討するため、令和2年2月に「令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策に関する検討会」を設置した。
- ・検討会では、令和元年の台風第15号によって住宅の屋根瓦等に大きな被害が発生したことを受け、その原因を分析し、令和2年7月に「令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策の方向性」として調査結果を取りまとめた。
- ・国は調査結果を踏まえ、屋根瓦等の構造基準に係る告示を改正した。

改正内容：屋根瓦の下地への緊結方法についての基準の強化等
(令和2年12月7日公布 令和4年1月1日施行)

【屋根ふき材に対する強風対策の方向性】

- ・新築建築物に対する強風対策
- ・沿岸部向けの耐風性能の高い緊結方法の検討
- ・既存建築物の屋根ふき材の改修の促進 ほか

●ゴルフ練習場の鉄柱等の強風に対する安全対策

- ・令和元年の台風第15号及び同第19号による被害については、国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所において、現地調査報告書が取りまとめられ（令和元年12月）、以下の点などが示された。
 - ① 今回の台風の際に観測された最大風速は、いずれの観測地点においても建築基準法で想定している風速を超えるものではなかったこと。
 - ② 強風により柱脚のアンカーボルトの破断等が発生し、鉄柱の倒壊につながったこと。
 - ③ いずれのゴルフ練習場も、被害発生時にネットを下ろしていないかったこと。
- ・国は、関係団体に強風時の安全対策について注意喚起するとともに、都道府県・特定行政庁にもゴルフ練習場の所有者等に対し、同様に周知徹底するよう要請した。
- ・これを受け、都においては、ゴルフ練習場の所有者に対し構造安全性の実態調査や安全対策の要請を行った。

<今後の取組>

①建築物の浸水対策

- ・関係部局、建築士会、建築士事務所協会、指定確認検査機関等と連携し、設計者等に対して「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」に基づき半地下住宅に汚水用排水ポンプ槽等を設置するよう周知を図る。
- ・中高層建築物において、浸水リスクの低い場所への電気設備の設置や建物内への浸水防止対策等を促進するための更なる方策を国や区市と検討する。【新規】
- ・建築士会、建築士事務所協会、指定確認検査機関等と連携し、設計者等に対して「電気設備の浸水対策ガイドライン」の周知を図る。【新規】
- ・戸建住宅等においても、地域特性を踏まえた効果的な浸水対策が進むよう、例えば先進区の取組を紹介するとともに、区市や関係団体等の意見も聴きながら、住宅立地の規制誘導策など都市計画手法との連携も考慮しつつ、必要な対応を検討する。【新規】

②垂直避難が可能なスペースの確保

- ・総合設計制度等の都市開発諸制度を活用し、建築物の一定以上の階に避難スペースを設けた場合は、容積率緩和を行うなど、他の都市開発諸制度所管部署と連携し、安全な避難場所の確保を誘導する。【新規】

③建築物の強風対策

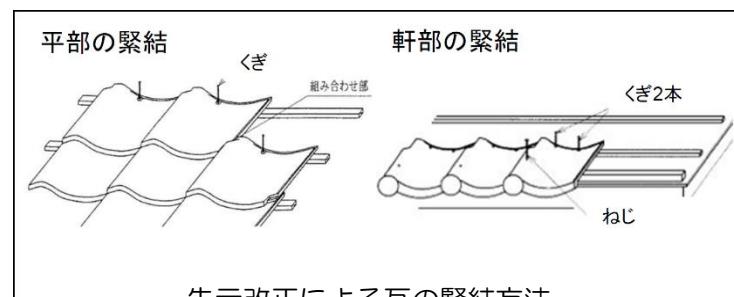
- ・屋根瓦の緊結方法の強化等を行う国告示改正（令和4年1月1日施

行）の内容について、関係団体、特定行政庁、指定確認検査機関等と連携し、設計者等に対して周知を図る。【新規】

- ・ゴルフ練習場所有者等に対して鉄柱等の調査及び強風時の安全対策の要請を行い、フォローアップ調査を実施する。【新規】
- ・建築物の外部に設ける工作物や建築設備についても支持部の劣化等により強風時等に脱落、転倒等がないよう適切な設置及び維持管理について建物所有者等に対して周知を図る。

④土砂災害対策

- ・国の社会資本整備総合交付金事業において、かけ地の崩壊等の危険から住民や建築物の安全を確保することを目的に、住宅の移転や建築物の改修に関する補助の仕組みが整備されており、当該事業について、必要な情報提供や連絡調整を行うことにより、区市町村の取組を支援する。
- ・関係団体、特定行政庁、指定確認検査機関等と連携し、日本建築防災協会の「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル」（R1.9）の周知を図る。



(3) 応急危険度判定の円滑な実施

＜これまでの取組＞

○応急危険度判定実施体制の整備

- ・都及び区市町村による行政連絡会を計7回開催（H28～R2）し、判定員の受入体制、行政側の実施体制等について整備を促進した。
- ・判定員養成講習会を10回開催（H28～R2）し、判定制度、判定業務等について説明した。

○応急危険度判定員の派遣

- ・熊本地震（平成28年4月14日発生）では、101名の都区市町村職員を被災地に派遣し、2,621棟の判定を行った。

応急危険度判定：

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定することにより、人命にかかる二次的災害を防止することを目的とする。その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者等に対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

また、これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれている。

なお、判定に当たっては、重大な故意過失を除いては判定内容の責任は派遣元の自治体が負い、活動中の事故が生じた場合には補償されるなど、判定員が活動しやすい仕組みとなるよう図られている。

＜今後の取組＞

① 執行体制やマニュアルの整備

- ・応急危険度判定を具体的に展開するためのマニュアルを整備する。
- ・区市町村に応急危険度判定の事前準備等を働きかけ、また都及び区市町村の行政連絡会を開催する。
- ・新規登録のための判定員講習会を開催し、開催に当たっては判定制度の周知を図るなどの工夫を行い、判定員の積極的な確保に努める。
- ・応急危険度判定員の判定技術やモチベーションの維持・向上に向けた取組について、区市町村と連携して検討を行う。

② 都の震前支援計画の作成

- ・区市町村ごとの必要判定員数、応援判定員の派遣要請先、派遣場所、人数、輸送方法、宿泊場所、食料等について、区市町村の震前実施計画を踏まえ事前に想定し、区市町村に対する都の支援計画を作成する。

③ 応援判定員の宿泊施設の確保

- ・地震発生時の宿泊施設の被災状況、空室数等の情報を迅速に把握し、応急危険度判定の実施主体である区市町村等に情報提供するための連絡通信システムを構築する。

④ 応急危険度判定の合理化の検討【新規】

- ・大規模地震時に、多数の建築物を早急に判定するため、応急危険度判定の合理化・迅速化の手法を全国被災建築物応急危険度判定協議会と連携して検討する。